

## 特定の事業体に対するケイマン諸島の経済的実体要件：概観

2018年12月27日、ケイマン諸島は、2018年国際租税協力（経済的実体）法（The International Tax Co-operation (Economic Substance) Law, 2018）<sup>1</sup>および2018年国際租税協力（経済的実体）（所定の日）規則、（The International Tax Co-operation (Economic Substance) (Prescribed Date) Regulations, 2018）（併せて「**新規法令**」）を公布しました。

新規法令は、まず2019年2月22日の2019年国際租税協力（経済的実体）（付表の改正）規則（The International Tax Co-operation (Economic Substance) (Amendment of Schedule) Regulations, 2019）<sup>2</sup>（「**改正規則**」）によって改正され、その後2019年4月30日に国際租税協力（経済的実体）（付表の改正）（第2号）規則、2019年（The International Tax Co-operation (Economic Substance) (Amendment of Schedule) (No. 2) Regulations, 2019）<sup>3</sup>（「**第2修正規則**」）、また修正規則と併せて「**本規則**」、また本規則と新規法令を併せて「**経済的実体法**」によって再び改正された。経済的実体法は、関連する地域流動的な業務の経済的実体に関するガイダンス（Guidance on

Economic Substance for Geographically Mobile Activities）<sup>4</sup>（「**ガイダンス**」）の発行により補完されており、ガイダンスの2.0版が2019年4月30日に発行されました。

経済的実体法は、地域流動的な業務に関する国際的なOECD主導の税源浸食と利益移転（「**BEPS**」）基準に対応するものです。この種の規制は、OECDに準拠する全ての「非課税または名目税のみ」の法域において、平等な条件のもとで迅速に実施されています。

この分野の国際基準は発展を続けています。したがって、経済的実体法そのものとその関連ガイダンス本文の進展が引き続き予想されます。それとともに、経済的実体要件に関する一定の重要な実務的側面に対応するために、ガイダンスに対する更なる改正およびアップデートがいずれ行われると予想されます。

ケイマン諸島のストラクチャーを設立した事業体は、通常、BEPS業務を行うために設立されるわけではありません。設立の理由は、ケイマン諸島が、高度な取引を行

<sup>1</sup>本法律の写しは以下のリンクを参照（<http://www.gov.ky/portal/pls/portal/docs/1/12738510.PDF>）。本法は2019年1月1日より施行。

<sup>2</sup>本規則の写しは以下のリンクを参照（<http://www.gov.ky/portal/pls/portal/docs/1/12756530.PDF>）。

<sup>3</sup>第2修正規則の写しは以下のリンクを参照（[http://www.tia.gov.ky/pdf/International\\_Tax\\_Co-Operation\\_\(Economic\\_Substance\)\\_\(Amendment\\_of\\_Schedule\)\\_Regulations\\_2019.pdf](http://www.tia.gov.ky/pdf/International_Tax_Co-Operation_(Economic_Substance)_(Amendment_of_Schedule)_Regulations_2019.pdf)）。

<sup>4</sup>ガイダンスの最新版の写しは以下のリンクを参照（[http://www.tia.gov.ky/pdf/Economic\\_Substance\\_-\\_Guidance\\_-\\_v2.0.pdf](http://www.tia.gov.ky/pdf/Economic_Substance_-_Guidance_-_v2.0.pdf)）。

うために重要な専門知識を備えた、効率的で安定した信頼のおける中立的ハブであるためです。

したがって、ケイマン諸島の金融サービス産業とその顧客は、ケイマン諸島で組成された取引の性質と、すでにケイマン諸島で適用されている国際基準を考えれば、これらの要件には問題なく対処できるはずで

## 概要

経済的実体法は、「該当活動」を行う「該当事業体」<sup>5</sup>に対する一定の報告と経済的実体要件を定めています。

全ての「該当事業体」はまず、とりわけ該当事業体が「該当活動」を行っているかどうかについて確認するための簡易通知を行う必要があります（この簡易通知は、専用のポータルサイトからオンラインで行うことが予想されます。初回の通知は2020年の9月頃とされています。）。

その後、「該当活動」を行う「該当事業体」は、該当活動に関する一定の情報についてケイマン諸島税務情報庁への年次報告が求められます。初回の年次報告は、該当事業体の2019年1月1日以降に開始された会計年度の最終日から12カ月以内が提出期限となります。その報告書では、提出時に、該当する会計年度の終了時における一定の情報を提供することになります。

例えば、仮に「該当活動」を行う「該当事業体」が経済的実体テストの対象であり、当該事業体の会計年度が

2019年1月1日から2019年12月31日であった場合、最初の年次報告は：

- (a) 2020年12月31日が提出期限となり、また、
- (b) 2019年12月31日現在における該当事業体の経済実体について報告するものになります。

2019年1月1日以降に組成された、「該当活動」を行う該当事業体には、経済的実体要件は該当事業体が該当活動を開始した日から適用されます。

2019年1月1日以前から存在していた、該当活動を行う該当事業体には、経済的実体要件は2019年7月1日から適用されます。

さらに、別の法人格を有しており、ケイマン諸島において登録されている全ての事業体（外国事業体として登録されている場合を含みます）は、その事業体の2020年度年次報告書に関連して、経済的実体法における一定の事項に関する基本的な通知を行う必要があります。

## 該当事業体とは

「該当事業体」の定義は改正規則により定められています。そこにおいて、以下は「該当事業体」の区分に含まれないことが明確に示されています。

- (a) 「投資ファンド」である事業体
- (b) 「国内会社」である事業体

<sup>5</sup> 「該当事業体」の定義については改正規則を、「該当活動」の定義については新規法令の付表を参照。

- (c) ケイマン諸島外の「税法上居住者」である事業体

「投資ファンド」および「国内会社」という用語は、経済的実体法（本規則により改正）の付表において定義されています。ガイダンスは、「税法上居住者」の意味について一定の実務的な指針を示しています。

独立した法人格を持たない事業体（パートナーシップや信託などの一定の形式）は、該当事業体の区分には含まれません。

該当事業体が否かについては、まず事業体が「該当事業体」の区分に分類され得るかどうかによって判断されまず（仮に分類される場合、さらにその事業体が「該当活動」を行っている、もしくは行う意思があるかどうかを判断する）。Maples グループの貴社担当者が、その判断に関するサポートをさせていただきます。

## 該当活動とは

経済的実体法は、OECD によりあらかじめ定められた（そして EU に採用されている）以下に区分される地域流動的な該当活動に対し、経済的実質要件を適用します。

- [銀行](#)
- [保険](#)
- [運輸](#)
- [ファンド・マネジメント](#)
- [ファイナンスおよびリース](#)
- [本社](#)

<sup>6</sup> BEPS 包摂的枠組みの 129 の現参加国のリストは、以下のリンクを参照（<https://www.oecd.org/ctp/beps/inclusive-framework-on-beps-composition.pdf>）。

- [物流およびサービスセンタ](#)
- [持株会社](#)
- [知的財産](#)

上記リスト中の該当活動に関するお客様向けアップデートを参照するには、その該当活動をクリックしてください。

「該当事業体」が「該当活動」を行う場合、経済的実体テストが適用されます。

「該当事業体」が 1 つ以上の「該当活動」を行う場合、経済的実体テストはそれぞれの該当活動に関して満たされる必要があります。

経済的実体法の経済的実体要件の対象となるとはどういうことか、またこれらの要件を満たさなかった場合に起こりうる事態に関する情報の詳細については、Maples グループの貴社担当者までお問い合わせください。

## 国際基準の実施

経済的実体法は OECD、EU および業界の多くの意見を受け、以下の 2 点が反映されています。

- OECD の BEPS 包摂的枠組みに関わる 128 の参加国<sup>6</sup> の一員であるケイマン諸島における国際基準の継続的な遵守
- EU の定める国・地域リスト<sup>7</sup> の一部としてのケイマン諸島による EU へのコミットメント

<sup>7</sup> EU の国・地域リストによれば、5 月 31 日の時点で、関連 EU 基準につき 67 の法域による計 142 のハイレベルの政治的コミットメントがある。

## 事業体への影響

事業体への影響がどの程度であるかは、事業体のタイプ、その事業体が従事する事業のタイプ、事業の運営方法を含む様々な要因により決まります。

しかしながら、第一段階としては、まず事業体が「該当事業体」の区分に分類され得るかどうかを判断し、仮に分類され得る場合、その事業体が「該当活動」を行っている、または行う意思があるかどうかを判断することになります。

もし事業体、業界やストラクチャーに関して特定のご質問がありましたら、Maples グループの貴社ご担当者までお問い合わせください。ケイマン諸島の本分野の法制は発展を続けており、必然的に状況はその事業体、業界、ストラクチャーおよび取引ごとによって変わってくるため、担当者が貴社に関するご案内をいたします。

### Jon Fowler

+1 345 814 5526  
jon.fowler@maples.com

### Jonathan Green

+1 345 814 5466  
jonathan.green@maples.com

### Paul Lumsden

+1 345 814 5468  
paul.lumsden@maples.com

### Alasdair Robertson

+1 345 814 5345  
alasdair.robertson@maples.com

2019 年 6 月

© MAPLES GROUP

本アップデートは、お客様および Maples グループの専門担当者への概要情報の提供を目的としたものです。包括的情報または法的助言の提供を主旨とするものではありません。

本アップデートはあくまで参考のために英語で公表されたアップデートを日本語に翻訳したものです。本アップデートの正式言語は英語であり、その内容・解釈について差異が生じた場合には、英語版が優先します。